

2018年5月24日

株主各位

東京都千代田区神田相生町1番地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤田元宏

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

2018年5月21日開催の当社取締役会において、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役及び完全子会社の常勤取締役（以下「対象取締役等」という）に対して報酬として会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について、発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権

2. 新株予約権の総数

434個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 5名 169個、完全子会社取締役 15名 265個

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める調整を行う。

5. 新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出された1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、対象取締役等に対し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込に代えて金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により、新株予約権の付与を行う。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{分割または併合の比率}$$

7. 新株予約権を行使することができる期間

2018年6月11日から2048年6月10日まで

8. その他新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は権利行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヵ月を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

9. 新株予約権の取得の事由及び条件

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間を経過した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び11. に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

11. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

14. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. ただし書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの行使価額を1円とし、これに(3)で決定される株式数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(7) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

15. 新株予約権を割り当てる日

2018年6月11日

16. 新株予約権と引き換えにする払込みの期日

払込みの期日は2018年6月11日とする。

以上